

△平成21年度の消防法改正について

◆（加納委員） きょうの消防局のテーマが横浜型救急システムの概要、それから、今回の脳卒中が疑われる傷病者の救急搬送、大都市の救急活動の時間ということで、消防局は救える命を救いたいということで直近搬送を旨とするとか、いち早く患者さんを医療機関に運ぶということできずとやってきましたね。そういった部分では時間の問題、先ほど来議論している到着時間とかいろいろな問題があります。ただ、平成21年10月に消防法が改正されました。消防法が改正されて、消防が医療機関に搬送するだけではなく、搬送した後、その重篤患者がどうなっているとか、いろいろな形で、その後もしっかり医療機関と情報交換をしなければいけないという法律が平成21年10月に大きく改正されました。

その後、協議会の設置だとかルールづくりということがされていますけれども、こういったことについても、時間の問題がありますから、その辺の資料をしっかりといただけないかということが1点です。

それから、もう一つ、その改正の中では、消防は医療機関に患者を運びましたと、その患者さんがどうなったかということや医療機関から情報をもらいなさい、そして、消防が運んだ患者さんが医療機関からどうなったのかということや調査、精査をして、きちっと今後につなげなさいという新たな展開に、この消防法の改正がなると私のほうは承っているのですけれども、その点だけ局長の御認識をいただきたいです。

◎（荒井消防局長） 今御指摘の点は、平成21年の消防法改正の部分ですが、これは、関西のほうで妊産婦の受け入れに非常に時間がかかった、あるいは東京のほうでも、そういった同じような事案があったということや社会的現象として捉えて、受け入れに非常に困難性を伴う問題について解決していかなければいけないだろうということで、その仕組みをつくらうということで消防法が改正になりました。

主には2つありまして、救急搬送と受け入れに関する協議会、これは消防だけの問題ではないということで、医療機関、あるいは行政が入った中でそういった問題を取り扱っていくというものです。それから、その協議会の場で救急搬送、あるいはその受け入れの実施基準を考えていく、そして実施基準を策定するということの大きな2つの目的で法改正がなされて、これが施行になっております。

神奈川県においてはどうかといいますと、この法改正を受けまして協議会を立ち上げました。協議会を立ち上げまして、私どもも職員が参画しています。これは、ほかの県からの消防本部の代表都市も一緒に入っている状況ですが、そこでまずその実施基準をつくらなければいけないということで作り始めまして、実施基準は分類基準、医療機関リスト、観察基準、選定基準、伝達基準、受け入れ医療機関確保基準という幾つかの基準がありますが、一応形の上では、ことしの3月まで3年かけて段階的にやっとならせたという段階です。

今、加納委員御指摘の問題につきましては、医療機関のデータあるいは消防が持つ搬送時のデータ、これらを突き合わせながら協議会で考えて、今つくった実施基準をどう扱っていくか、いわゆるPDCAサイクル、今つくったものは妥当性があるのかどうかを点検しながらやっていくという形になっておりますので、多分今後になると思います。3月までに基準が一応整ったという状態ですので、これからそういったデータを持ち寄った中で、今つくり上げてきた基準がいいものかどうかを点検しながら見きわめていくというレベルに入っていくのではないかと思いますので、我々としましても、その協議会に参加している立場で積極的に関与してまいりたいと思います。

◆（加納委員） 今までの消防の救急隊の医療機関に搬送すればいいだけということから、搬送した患者さんの状況はどうかということも含めて医療機関と救急隊とが情報の共有化をし、精査をする。そこで本当に

救急隊が運んだのがいいのかとか、医療機関にあの状態で運んだのがいいのかとか、いろいろなことを精査して、さらにレベルアップをしていこうというのが総務省消防庁と厚生労働省の新たな発想の中で、消防法が改正できたわけですね。

だから、その現状というのは、やはり私ども議会としては、そういうことがあるのだということと、そういうことはされていて、神奈川県でも既にそういう協議会が発足されていて、さらに救急搬送後の転帰情報をしっかり確認しなければいけないと、それも1年ごとだということも含めて、ある種法的根拠の中で進められているので、きょうは時間がないので議論しませんけれども、できましたら、そういった情報をこの常任委員会に資料として提出していただきたい。そのことについて、やはり議会側として資料要求とともに議論をしていきたいと思っていますけれども、いかがでしょうか。

◎（荒井消防局長） なるべく御意向に沿う形で対応してまいりたいと考えております。

◎（島田副局長兼総務部長） 資料の確認をいたしたいと思います。

市野委員から、カテゴリーAの到着時間、平成22年と平成24年度の区別がわかるものを数字でいただきたいということと、それから、草間委員からヘリコプターの臨時着陸場ということをお願いしておりますが、この2点と、最後に加納委員から消防法の改正の概要と現状、以上3点ということで確認いたします。

◎（島田副局長兼総務部長） 黒川委員からいただいております件については、できた時期に常任委員会に報告いたすようにということですね。

（「データの分析ですよ。法令化の」と呼ぶ者あり）

◎（島田副局長兼総務部長） 平野委員からいただいた大都市の救急活動につきましては、照会いたして、今度、あわせて委員会等でまた報告いたすと承っております。